## 社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中!是非ご覧ください!

http://d-produce.net/

Facebook https://www.facebook.com/d.produce

2025年4月号

# Dプロニュース

## ご連絡先:

**T**231-0013

横浜市中区住吉町 4-45-1 関内トーセイビル Ⅱ 10 階

TEL: 045-226-5482 FAX: 045-226-5483

E-Mail: info@d-produce.com HP: https://www.d-produce.com



# 4月から教育訓練を受けると基本手当の 給付制限が解除されます

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期期間満了後1~3か月間は基本手当を支給されません(「給付制限」といいます)。

令和7年4月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

# ◆給付制限が解除され基本手当を受給できる 方

次のいずれかの教育訓練等(令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限る)を離職日前1年以内に受けた方(途中退校は該当しません)または離職日以後に受けている方

- ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- ② 公共職業訓練等
- ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- ④ ①~③に準ずるものとして職業安定局長が 定める訓練

#### ◆給付制限解除のイメージ

離職前1年以内に教育訓練等を受けたことが ある場合は、待期満了後から給付制限が解除されます。離職日以後に教育訓練を受ける場合 は、受講開始日以降給付制限を受けないことに なります。

# ◆教育訓練等を受けた(受けている)場合の申 し出

受講開始以降、受給資格決定日や受給資格 決定後の初回認定日(初回認定日以降に受講 を開始した場合は、その受講開始日の直後の認 定日)までに申し出る必要があります。

給付制限期間が2か月以上で、初回認定日 以降かつ給付制限期間中に教育訓練等の受講 を開始する場合には、申し出の期限に注意が必 要です。

- ①「初回認定日」以降かつ「認定日の相当日」 前である場合は、受講開始日直後の「失業認 定日に相当する日」までに申し出をする必要 があります。
- ②「認定日の相当日」以降かつ「給付制限期間満了後の失業認定日」前である場合は、「給付制限期間満了後の失業認定日」までに申し出をする必要があります。

【厚生労働省「令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます」】

https://www.mhlw.go.jp/content/001428133.p df

労働政策研究•研修機構「個別労働関係 法ハンドブックー法令と判例ー」が公開さ れました

独立行政法人労働政策研究・研修機構は、 都道府県労働局や労働基準監督署の総合労働 相談窓口で個別労働関係紛争の相談に当たる 相談員に向けたハンドブックを公開しました。

相談内容に応じた法令や判例・裁判例を素早 く見つけ出し、適切なアドバイスをすることができ るように、現場の紛争類型に沿ったかたちで項 目を区分し、事案の具体的内容の説明と判旨を できる限り十分に引用して構成したとしています。 内容は以下の通りで、全文を労働政策研究・研 修機構のホームページからダウンロードできます。 ント 相談員だけでなく、個別労働関係紛争にかかる 法令・判例を知りたい方の参考となるでしょう。

#### ◆構成(目次から)

第1章 募集•採用

募集(労働条件の明示)/採用の自由/採 用内定取消/試用期間

第2章 人事異動

転勤/職種変更/出向(在籍出向)/転籍 /休職/在宅勤務

第3章 労働条件とその引下げ

人事査定/降格/新たな賃金制度の導入/ 労働者の同意/就業規則による労働条件引下 げ/労働協約による労働条件引下げ

第4章 懲戒

懲戒権/経歴詐称/兼業・副業/内部告発 /職務怠慢/非違行為/労働者への損害賠償 請求

第5章 解雇・雇止め

/ユニオン・ショップ協定による解雇/整理解雇 /変更解約告知/有期労働契約の雇止め/有 期労働契約の期間途中解雇/派遣労働者の雇 止めと期間途中解雇

第6章 退職・定年・継続雇用・企業再編

労働者の辞職/合意退職/退職勧奨・早期 退職優遇制度/定年制/定年後の継続雇用/ 退職時の特約/企業再編と労働契約承継

第7章 非正規雇用

差別の禁止/不合理な待遇/無期転換/派 遣労働/シフト制

第8章 雇用平等とワークライフバランス

賃金差別/昇進・昇格差別/退職年齢の差 別/妊娠・出産/育児休業・介護休業/障害

第9章 パワーハラスメント

典型と解される事案/被行為者に一定の事 情が存在していた事案

第 10 章 セクシュアルハラスメント・その他のハ ラスメント

セクシュアルハラスメント/妊娠・出産等に関 するハラスメント、育児休業等に関するハラスメ

【(独)労働政策研究・研修機構「個別労働関係法 ハンドブック―法令と判例―」】

https://www.jil.go.jp/institute/siryo/202 5/288. html

# 「しょくばらぼ」がリニューアルされました

厚生労働省が運営している職場情報総合サ イト「しょくばらぼ」が、2月27日にリニューアルさ れ、大幅な機能の拡充が行われました。

## **◆「しょくばらぼ」とは**

「しょくばらぼ」は、企業等の情報を求職者等 に総合的・横断的に提供するウェブサイトで、 「若者雇用促進総合サイト」、「女性の活躍推進 企業データベース」、「両立支援のひろば」の3サ イトに掲載されている各企業の職場情報を収集 普通解雇(勤務態度)/普通解雇(能力不足) し、転載しています。具体的には、残業時間や有 給休暇取得率、平均年齡、平均勤続年数、採 用・定着状況、中途採用比率などを掲載し、「え るぼし認定」や「くるみん認定」等の各種認定・表 彰の取得等の情報も掲載しています。また、ハ ローワークインターネットサービスと連携している ため、幅広い情報提供が可能です。

## ◆リニューアルの内容

今回のサイトリニューアルでは、上記の3サイトに掲載されていない企業の情報を「独自情報項目」として掲載できるようになりました。具体的には、「テレワーク制度」、「副業・兼業」、「正社員転換制度」、「中途採用・経験者採用の定着率」、「定年制」、「取得可能資格」、「オンボーディング制度・フォロー体制」といった情報となります。

## ◆「しょくばらぼ」の利用方法

「しょくばらぼ」には、上記の3サイトに登録した公開情報等を転載して掲載していますが、本サイトの利用者申請を行うことで3サイトに掲載を行っていない企業の情報を掲載することができます。

「しょくばらぼ」は、様々な観点から企業の職場情報を横断的に検索・比較できるウェブサイトです。そのため、企業にとっては職場情報を提供、掲載することで学生や求職者へのPRにつながるとともに、入社前後の企業等への印象のギャップによる早期離職を防ぐ一助となることが期待できます。貴社でも活用を検討してみてはいかがでしょうか。

情報提供に当たっては、「求職者等への職場情報提供に当たっては、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」(https://www.mhlw.go.jp/content/001237234.pdf)を策定していますので、参考にしてください。

【厚生労働省「「しょくばらぼ」サイトリニューアル等のお知らせ」】

https://shokuba.mhlw.go.jp/110/2025022710 2130.html

# 4 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

#### 10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出く前

月以降に採用した労働者がいる場合> 「公共職業安定所]

## 15 日

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出[市区町村]

## 30 日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督 署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、 1月~3月分>「労働基準監督署」
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀 行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用 状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保 険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末 日>

[公共職業安定所]

- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付[都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第1期> [郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

- ・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧期間
- (4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)

# 編集後記

皆さんこんにちは。 社労士法人 D プロデュースの黒田です。

暖かな春風が心地よく感じられる季節になりました。

桜が咲き誇り、新生活を迎える人も多い4月。新 しい環境に胸を躍らせる人もいれば、 スカナボルス・カー・ス

不安を感じる人もいるでしょう。

特に近年は、社会の変化が激しく、働き方や経済状況も目まぐるしく変わっています。

たとえば、物価上昇や労働環境の変化により、 企業も個人も柔軟な対応を求められています。 リモートワークの定着や副業・兼業の広がりなど、 働き方の選択肢が増える一方で、 安定した生活を維持するための工夫も必要に なっています。

このような変化の時期に大切なのは、「焦らず、自分のペースで進むこと」です。

無理に完璧を目指すのではなく、小さな一歩を 積み重ねることで、

自然と新しい環境に適応できるようになります。 もし疲れを感じたら、一度立ち止まり、春の空気 を深呼吸しながら、自分に合ったリズムを見つけ てみてください。

また、春は新しいことを始めるのに最適な季節です。

スキルアップのための勉強を始めたり、興味の ある分野のセミナーに参加したりするのも良いで しょう。

情報が多く不確実な時代だからこそ、自ら学び、行動することが未来を切り開くカギとなります。

この春が、皆さんにとって素晴らしいスタートの季節になりますように。

新しい出会いと経験を楽しみながら、変化の時代を前向きに歩んでいきましょう!